

2021年度～2022年度機材調達に係る仕様書作成・入札支援業務委託契約

(公告/公示日：2021年1月13日)について、以下のとおり回答いたします。

独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部次長（契約担当）

通番	該当頁	項目	意見	回答
1		(案件名) 2021年度～2022年度機材調達に係る仕様書作成・入札支援業務委託契約	2021年度～2023年度が正ではありませんか？ P4には「2021年度～2023年度 機材調達に係る仕様書作成・入札支援業務委託契約」とあります。	誤植がありました。以下のとおりとなります。 案件名：2021年度～2023年度 機材調達に係る仕様書作成・入札支援業務委託契約 契約期間：2021年4月1日～2024年6月30日 (ただし、業務発注期間は2021年4月1日～2024年3月31日となります)
2	P. 4, 5	冒頭 第2 3. 契約期間	公示及び実施要領の件名は、2021年度～2022年度と表記されていますが、業務仕様書の冒頭には、2021年度～2023年度と記載されており、また業務仕様書上の契約期間は、2021年4月1日～2024年6月30日までと記載されています。業務仕様書の記載が正と理解してよろしいでしょうか。	回答1をご参照願います。
3	P 8	(2)仕様書作成業務	「コンサルタントの業務内容に成果品として公示を前提とした仕様書作成業務を含む案件の場合、コンサルタント契約が終了している場合等を除き～」とありますが、このコンサルタントは何を指しますか？	技術協力プロジェクト等の受注コンサルタントを指しています。 本邦機材調達を前提とした案件や各種調査を通じて現地事情を把握して、高い専門性等を必要とする案件では、受注コンサルタントの業務として仕様書作成を含む入札図書作成業務を含む場合があります。 ただし、受注コンサルタントが仕様書作成業務を請け負うケースは年間1-2件程度の実績です。
4	P 8	(2)仕様書作成業務 1)機材仕様明細書の作成	「機材仕様明細書にアイテムごと区分して、仕様と参考銘柄を原則的に2つ記載する」とありますが、P9 ⑥「機材仕様明細書（和文）の作成_仕様及び参考銘柄」では「対象アイテムについて、仕様及び参考銘柄を記載する場合。第3の銘柄の提案について、可否の判定ができるよう適切な仕様を設定すること」とあります。これについてその業務内容を具体的に説明ください。	当機構関係者が作成した「参考銘柄情報シート」に基づいて仕様書作成いただきます。その際、基本的には「共通仕様」及び「参考銘柄①及び②」の2つの同等品を提示します。一方で応札希望者が参考銘柄①及び②ではない同等品として提案する場合を「第3の銘柄の提案」と称します。通常は応札希望者は質問時に「第3の銘柄の提案」を行わなければなりません。その際の同等品としての判断基準として「共通仕様」となり、本案件受注者は技術的に共通仕様範囲内か否かのアドバイスを質問回答書を通じて発注者に提案します。
5	P. 8	第2 5. (2) 1)機材仕様明細書の作成	貴機構からの発注アイテム数について、受注者側が考えるカウント数と異なる場合には受注者との協議を経たうえで、発注アイテム数を最終確定する仕組みをご検討いただけるよう、お願いいたします。	業務発注については、受注者と合意の上で発注することを想定しています。ただし、複数のアイテムを組み合わせると1つのシステムとして機能する場合やサイズ違いのアイテムなどは1アイテムとしてカウントします。
6	P. 27	第4 1. (1) 1)業務の報酬	定額部分及び出来高部分について、想定数量が基準数量となっておりますが、特に仕様書作成業務においては、貴機構における昨年度の取り扱い実績のみを基に想定数量（アイテム数）を計上するのではなく、今後の在外におけるプロジェクトの再開等を加味した想定業務量を基に設定していただくよう、お願いいたします。	ご意見ありがとうございます。検討させていただきます。